

7 水漁第 1000 号
令和 7 年 9 月 16 日

全国共済水産業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に対する金融上の措置について

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された別添「令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の措置が適切に講じられるよう、関係する漁業協同組合等に対する指導をお願い申し上げます。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- （1）組合において、共済証書等を紛失した共済契約者については、罹災証明書の提示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）を行うなどの利便を図ること。
- （2）共済金の支払等については、できる限りこれを迅速に行うよう配慮するとともに共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適切な措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。

7 水 漁 第 1000 号
令和 7 年 9 月 16 日

三重県知事 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に対する金融上の措置について

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された別添「令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、状況に応じ以下の措置が適切に講じられるよう、関係する漁業協同組合等に対する指導をお願い申し上げます。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

1 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

- （1）組合において、共済証書等を紛失した共済契約者については、罹災証明書の提示その他の実情に即した簡易な確認方法をもって災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）を行うなどの利便を図ること。
- （2）共済金の支払等については、できる限りこれを迅速に行うよう配慮するとともに共済掛金の払込みについては、共済契約者の罹災状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適切な措置を講ずること。

2 業務停止等における対応に関する措置

施設等の被災により営業が困難な店舗がある場合には、営業の停止等を行う店舗名その他必要な情報を、速やかに店頭掲示等の方法により告示するとともに、新聞やホームページへの掲載等の方法により、取引者に周知徹底すること。

7 水漁第 1000 号
令和 7 年 9 月 16 日

東日本信用漁業協同組合連合会代表理事理事長 殿

水産庁漁政部水産経営課長

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に対する金融上の措置について

令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に伴い、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された別添「令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用について」に記載の災害救助法適用市町村の被災者に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう要請します。

なお、今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の措置を適切に講ずるよう要請します。

- 1 貯金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者本人の申出であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 3 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 4 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- 5 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 6 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 7 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- 8 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 9 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること
- 10 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、現金自動支払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

11 上記 1 から 10 にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。

12 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。